

国際商事紛争の予防と解決

Vol.70 No.6

JCAジャーナル

June 2023

■日本企業が国際仲裁で通訳を活用するために検討しておくべき事項

／谷口紗智子、ジョシュア・M・ベネット、城雲図勉

■国際訴訟競合と2つの最高裁判決／芳賀雅顯

■従業員等を介した秘密情報の持出し・漏えいに関する論点とその考察

／東崎賢治、羽鳥貴広、茨城雄志



JCAA
日本商事仲裁協会

JCAジャーナル

2023年6月号 Vol.70 No.6

contents

仲裁／ADR

- 3 日本企業が国際仲裁で通訳を活用するために検討しておくべき事項
／谷口紗智子、ジョシュア・M・ベネット、城雲図勉
- 9 中国における紛争解決の基本と実務(13)
第三者による資金提供／孫彦
- 15 中国商事紛争解決の理論と実務(37)
最高人民法院が「逐級報告制度」を通じて、仲裁判断の執行不承認申立ての棄却裁定の再審事件において、高級法院の執行監督権の逸脱による誤審を避けた事例／張婷
- 22 アジア新興国における紛争解決制度及びその最新実務(9)
フィリピンにおける紛争解決:最新動向と日本投資家への影響
／穴戸一樹、千賀福太郎、カーン・イムラン、サボナイ・リッキ
- 30 国際商事仲裁の基本実務講座(9)
仲裁廷による暫定保全措置と緊急仲裁人制度／大貫雅晴
- 37 企業法務のための調停技法講座(3)
調停技法のコア:オープニング(はじめの挨拶)／入江秀晃
- 42 投資協定仲裁判断例研究(156)
二重国籍者による請求を実効的・優越的国籍原則に基づいて否定した例
／アネマリー・ドゥーネンブルグ、富松由希子
- 48 国際商事仲裁ADR判例紹介(33)／高杉直
- 50 国際商事仲裁ADR文献紹介(38)／秦公正

訴訟

- 52 国際訴訟競合と2つの最高裁判決／芳賀雅顯

その他

- 58 知的財産紛争実務の課題と展望(10)
従業員等を介した秘密情報の持出し・漏えいに関する論点とその考察
／東崎賢治、羽鳥貴広、茨城雄志

Contents of June 2023

Arbitration / ADR

- 3 Interpreting English and Japanese in International Arbitration
/ Sachiko Taniguchi, Joshua M. Bennett, Ben Jones
- 9 Basic and Practice for Dispute Resolution in China (13)
Third Party Funding / Yan SUN
- 15 Theory and Practice of Chinese Commercial Dispute Resolution (37)
The Supreme People's Court Adopted The Internal Reporting Mechanism To Avoid The
Misjudgment Made By The High Court Was Due to Erroneous Enforcement Supervision
Procedure On The Retrial Case Which Rejected To Application For Non-Enforcement Of
Arbitral Award / Zhang Ting
- 22 Dispute Resolution System and Recent Practice in Emerging Asian Countries (9)
Resolving Disputes in the Philippines: Latest Developments and Implications for Japanese
Investors / Kazuki Shishido, Fukutaro Senga, Imran Khan, Ricky Aringo Sabornay
- 30 Guide to International Commercial Arbitration Basics (9)
Grant of Interim and Conservatory Measures by Arbitral Tribunal and Emergency
Arbitrations / Masaharu Onuki
- 37 Mediation Skills Course for Corporate Legal Departments (3)
Core Mediation Skills: Opening Statement / Hideaki Irie
- 42 Case Notes on Investment Treaty Arbitration Awards and Decisions (156)
Case Whereby a Tribunal Dismissed a Dual National's Claim Based on the Dominant and
Effective Nationality Principle
/ Anne-Marie Doernenburg, Yukiko Tomimatsu
- 48 Introduction of the Court Precedents Relating to International Commercial Arbitration and ADR (33)
/ Naoshi Takasugi
- 50 Introduction of the International Commercial Arbitration and ADR Literature (38)
/ Kimimasa Hata

Litigation

- 52 Two Supreme Court Judgments on International Parallel Litigation / Masaaki Haga

Other

- 58 Issues and Prospects of Intellectual Property Dispute Practice (10)
Analysis on Issues regarding Taking out and Leakage of Confidential Information by
Employees and Former Employees
/ Kenji Tosaki, Takahiro Hatori, Yuji Ibaraki

日本企業が国際仲裁で通訳を活用するために 検討しておくべき事項

Paul Hastings LLP (New York) 日本・ニューヨーク州・コロンビア特別区弁護士
谷口紗智子 Sachiko Taniguchi

BJ日英翻訳通訳事務所主宰・英国翻訳通訳協会上級会員(フェロー)
城雲図勉 Ben Jones

Paul Hastings LLP (New York) ニューヨーク州弁護士
ジョシュア・M・ベネット Joshua M. Bennett

I. はじめに

2022年11月2日、JCAAとPaul Hastings LLPとが共催し、『国際仲裁と通訳』と題するウェビナーを開催した。本稿では、当該ウェビナーをもとに、日本企業が当事者のクロスボーダーの仲裁において、(1) 通訳者が果たす役割と求められるスキル、(2) 証人尋問における通訳、(3) 通訳に関わる問題の解決方法という大きく3つの論点を、弁護士と通訳者との視点から検討する。

II. 検討

1. 通訳者が果たす役割と求められるスキル

通訳者は国際仲裁の手続の複数の場面で重要な役割を果たす。たとえば、①事実関係の聞き取り、②証人の陳述書及び意見書作成過程、③証人尋問が挙げられる。

事実関係の聞き取りは各事件の冒頭でまず必要な作業である。当事者の思惑、事の全体像や問題の大小など、聞き取りは弁護士が事実関係を正確に把握するために欠かせない。クロスボーダー紛争で外国の法律事務所を起用し、通訳者に同席してもらう場合は、弁護士が行う質問の趣旨を通訳者が理解しながら通訳を行えるように、通訳者には事前に事案の概要について予習してもらう。

日本企業の当事者が事実証人や専門家証人に陳

述書又は意見書を提出してもらう場合、英文を原本として提出する場合も、和文を原本とし、英文を翻訳として提出する場合も、弁護士がアシストすることが一般的である。陳述書及び意見書は、証人が自らの知見をそのとおり記載することを宣誓して作成するから、英文を正として作成するときは、英文の内容に証人がそのとおり納得しているのか、和文を正として作成するときは、非日本語者の弁護士が英訳から把握した和文の内容が、そのとおり証人が納得するものであるのか、一語一句通訳を介して確認する必要がある。

証人尋問における証言はそのまま証拠になるので、正確な通訳が必要なだけでなく、証人尋問という司法手続を理解していることに加え、他にも様々な能力が求められる。たとえば、主尋問、反対尋問、再主尋問が行われる過程で、弁護士による尋問だけでなく、仲裁人による質問、弁護士による異議もあるから、ほぼ同時に数名発言しても、それぞれを訳す瞬発力が求められる。また、証人が淀みなく証言しているときに、通訳の都合で途中で何度も証言を中断させて、本来得られたであろう証言が得られないということがあっては困るから、ある程度長い証言であっても、その場で全て正確に理解し、丁寧に英語に訳す能力が求められる。同様に、弁護士が英語で長い質問をした場合、それを正確にそのとおり訳す必要がある。日本語に存在する表現が必ず英語にも存在するとは限らず、その逆もまた然りだが、証人の心情など

が日本語で表現されるとき、日本語でそれを理解し、適切な英語の表現をその場で判断する能力も求められる。日本語で表現されるニュアンスも、記録に残るのは白黒の文字だけなので、ロストイントランスレーションが起らないように、それを言葉で表現する工夫も必要となる。強いプレッシャーの中で淡々と通訳を行う精神力も大切である。

なお、英語で話すことに慣れていない日本人の証人が、英語で証言することがある。しかし、日本語の方が少しでも自由に話せる限り、通訳を介して日本語で証言する方が相手方弁護士を手こずらせるには有利である。というのも、弁護士は、敢えて質問の前に間を置いて証人を自分のペースに引き込む、声のトーンを変える、連続でリズムカルに短い質問を繰り返す、証人の前の発言をそのまま引用して別の質問をするなど、手を変え品を変え誘導尋問の主導権を握ろうとする。しかし、証人が通訳を介して証言すると、こういった通常であれば主導権を握るために有効な手段がほとんど使えない。さらに、ある程度英語で聞き取れる証人の場合は、通訳を介することで、回答を考える時間にゆとりをもてるという利点もある。

優秀な通訳者を探すことは容易ではない。弁護士も手探りでトライアンドエラーを繰り返して優秀な通訳者を見つけている。①関連する事業や業界についてのどの程度知見があるか、②通訳としての経験値、③同時通訳と逐次通訳いずれか又は両方をどの程度専門にしているか、この3点は必ず起用前に確認する。たとえば、製薬業界のような専門用語が多用される業界が関連するときは、ある程度知見がある方が望ましいが、知見がある故に先入観を持って臨むようでは弁護士と仕事がやりにくい。また、デポジションの通訳に慣れていても、デポジションとは異なる司法手続である証人尋問の通訳にも慣れていないとは限らない。さらに、後述するとおり、逐次通訳と同時通訳とでは通訳に必要な技術が異なる。したがって、証人尋問が逐次通訳で行われるなら、普段から逐次通訳が専門の通訳者を起用することも大切である。

なお、優秀なバイリンガルの弁護士であれば、英語話者の弁護士と同じ作業をこなしながら、通

訳も行い、一人二役をこなせる。すなわち、陳述書又は意見書の原本が日本語で作成されているときは、バイリンガルの弁護士が日本語で証人と自身を確認し、それを英語に訳すことができる。陳述書又は意見書の原本が英語で作成されているときは、バイリンガルの弁護士が日本語で証人と自身を確認し、英語で書かれた証言又は意見が真実証人の記憶と知識に基づいているか確認できる。

裏返すと、これらの場面で一人二役できる弁護士がいけない場合は、通訳者に事前の予習をしっかりと行ってもらうことが大切になる。証人とのやり取りでは業界用語や法律の専門用語も頻繁に用いられるから、通訳者には弁護士と同程度に予備知識を備えておいてもらいたいと弁護士は思っている。また、弁護士が興味のある方向性に話を広げたいときは、バイリンガルの弁護士であれば自らの話の方向性を誘導できるが、非日本語話者の弁護士はそれを通訳を介して行わなければならない。したがって弁護士でない通訳者には、弁護士の考えていることや関心対象（法的な視点であることもある）をその場で察する勘も求められる。

2. 証人尋問における通訳

証人尋問は対立する相手方のいる手続であるため、通訳に関する論点についても、当事者間で意見の相違が生まれ、仲裁廷に判断を仰ぐことも珍しくない。争点に発展しうる論点は多岐にわたる。本稿では下記の6つを検討する。(1) 同時通訳と逐次通訳とのいずれを採用すべきか、(2) 通訳者を当事者間で共同で起用すべきか、各当事者が単独で起用すべきか、(3) チェック通訳者は起用すべきか、起用するとしてどのように起用すべきか、(4) 証人尋問に備えて通訳者はいかに準備すべきか、(5) 証人尋問における通訳者の主体性と中立性、(6) バーチャルヒアリングにおける通訳に必要な環境設備。

(1) 同時通訳と逐次通訳

英語が母国語あるいは共通語の仲裁廷が、同時通訳の方が時間が節約できて効率的だという先入観を持っていることは珍しくない。国際仲裁が欧米で多用される間、欧米の言語間の通訳に同時通

訳が比較的頻繁に用いられてきたことが背景にあると考えられる。欧米の言語間であれば、文法体系に日本語と英語との間に存在する程の大きな隔たりがなく、同時通訳でも重大な弊害を感じにくいかもしれない。

しかし、日英の証人尋問には逐次通訳の方が望ましい。第1に、日本語は最後まで聞かなければ内容が正確に理解できないことが多いが、逐次通訳なら最後まで聞いてから訳せる。第2に、複雑かつ込み入った内容の長い証言を同時通訳で正確に訳すことはほぼ不可能だが、卓越した逐次通訳者であれば可能である。第3に、証人尋問の最中に、弁護士や証人が陳述書、意見書、書証を参照して質問や証言をしても、逐次通訳者であれば同じく参照して通訳できる。第4に、正確に訳すためには通訳者が内容を確認しなければならない場面もあるが（例、「結構」とは「Good」と「No, thank you」とどちらの意味で発言したのか）、逐次通訳者なら確認してから通訳できる。第5に、同時通訳の方が時間の節約になるのは、通訳が正確な場合に限られる。不正確な通訳によって証人尋問の進行に手こずることを考えると、初めから逐次通訳で正確な通訳を確保する方が効率的である。

(2) 共同起用と単独起用

各当事者に日本語で証言する証人がそれぞれいる場合、両当事者にとり、通訳者が必要になる。その場合は、証人尋問の通訳者を、両当事者が共同で起用するのか（「共同起用」）、各当事者が単独で起用するのか（「単独起用」）決める。

単独起用の方が、各証人に最も適した通訳をそれぞれあてがい、通訳の正確性を最大限に確保することができる。証人それぞれに、話し方の癖があるだけでなく、証言する内容の専門分野も異なる。たとえば、民法の総論について証言する証人のためには、通訳者に事前に証人の意見書を熟読してもらい、何回か模擬証人尋問を行う。通訳者には、証人が話すときの癖やリズムだけでなく、証人が証言する民法の総論に関する論点と、法律の専門用語の使われ方を理解してもらう機会を臨機応変に持ってもらおう。そうした機会を持てた優秀な通訳者は、証人尋問の当日は証人と息を

ぴったり合わせ、黒子に徹することができる。

これが共同起用となると、両当事者が共同で選び両者が納得できた数名の通訳者に、各当事者の通訳を全員担当してもらうことになるので、上述のようなビスポークな対応は望めない。事前の模擬証人尋問も、両当事者立ち合いの下でしか行われないので、実践的な内容はおよそ実現できない。また、大きな証人尋問では複数の通訳者が起用されることが一般的であり、通訳者間のチームワークも重要だが、共同起用では、両当事者が合意できた通訳者だけが起用されるので、相性のいい通訳者がチームになる保証はない。

こうした不都合な点にも関わらず、共同起用の方が通訳の中立性を確保できると主張して、共同起用を好む当事者もいる。単独起用された通訳者は、自ずとその者を起用した側の当事者に偏った通訳を行うだろうという先入観が根底にある。しかし、通訳者の仕事は誰に起用されるかに関わらず、正確に通訳することにある。自らが各証人に相応しい優秀な通訳者を見つけられる自信があれば、敢えて共同起用を好む理由は乏しいので、共同起用を好む当事者は、通訳でハンデを負うことを恐れている可能性が高い。

(3) チェック通訳

チェック通訳者は、証人尋問の通訳者が行う通訳の正確性を確認し、不正確な通訳をその場で指摘して正す役割を担う。バイリンガルの弁護士がいる場合は、別途チェック通訳者を雇う必要は乏しい。特に、一見して明らかでない通訳の不正確さや誤りを正すには、事実関係と法律問題に精通している弁護士の方が適している。ただし、一方当事者にしかバイリンガルの弁護士がいない場合は、他方当事者はチェック通訳者を起用することを強硬に主張する。

当事者のうち、一方に通訳を介して証言する証人がいる場合は、通訳者を用いない当事者の方がチェック通訳者を雇い、通訳者を用いる当事者の通訳をチェックすることが一般的である。

両当事者にそれぞれ通訳を介して証言する証人がいる場合は、各当事者がチェック通訳者をそれぞれ起用することもある。しかし、これにはチェッ

ク通訳者の中で相手方の通訳の揚げ足を取るような対立的で非生産的なチェックが行われるリスクがある。そこで、チェック通訳者は共同で起用した方が、チェック通訳者同士が不必要に対立することを回避できて好まれる傾向にある。また、共同で数名の通訳者を起用しているときは、数名の通訳者の中で、チェック通訳を交代制で担ってもらうこともある。

(4) 通訳者が必要とする準備

通訳者が十分に準備して証人尋問に臨めるように、弁護士は少なくとも、①主張書面、陳述書、意見書、②専門用語集、③証人と面会する機会、④弁護士との質疑応答の機会、⑤リモートで行われる証人尋問のときは、機械のセットアップを確認する機会を提供することが望ましい。

通訳者の起用を相手方と共同で行うか、各当事者単独で行うかにより、通訳者に事前に提供できる内容も大幅に変わる。共同起用の場合は、当事者間で確認し合意したものだけが提供され、かつ、証人との面会や弁護士との質疑応答も、必ず両当事者の弁護士が立ち合いのもと行われる。単独起用の場合は、各当事者が独自に資料を提供し、通訳者が証人と呼吸を合わせる機会も証人と通訳者とが納得するまで提供することができる。

共同起用と単独起用とに関わらず、事前に日本語の特性からくる通訳の問題点について当事者間で意識のすり合わせをしておくことも大切である。たとえば、日本語の「そうですね」や「はい」は文脈によって「Yes」、単なる「Well...」、あるいは、「No」とも訳せる。こうした表現が誤訳を招くことを、日本人の証人は承知し、そういった表現に依拠せずに明快な証言をできるように心掛ける必要がある。また、通訳者も、安易に「そうですね」を「Yes」と訳さないように心掛ける必要がある。

(5) 証人尋問における通訳者の主体性

証人尋問の場面では、証言が拙い、弁護士の質問が不備で不明瞭、弁護士が基本的なミスを犯して質問をするといったことが起きる。

このような場合、通訳者が一方当事者により単独で起用されており、当該通訳者が、当該当事者

の弁護士の質問又は証人の証言を訳すときは、弁護士や証人の粗を補いながら通訳しても、正確に通訳する限り咎められることはない。だからこそ、通訳を各当事者が単独起用する場合、相手方の方に機転が利き、有能な通訳者がいる場合、自らも、同様に有能な通訳者を起用することが重要になる。

しかし、通訳者が両当事者によって共同で起用されているときに、通訳者が主体性を発揮することは、どちらか一方に有利不利に審理が進む結果を招き、歓迎されない。以下に2つ具体例を挙げる。アメリカ人弁護士が、高橋工業に勤める鈴木太郎氏の反対尋問を行っている場面を想定する。

[例①]

アメリカ人弁護士：Mr. Taruu, how long have you worked at the Takahashi office?

通訳：タルーさん、高橋オフィスに勤務してどれくらいになりますか？

アメリカ人弁護士は2つのミスを犯している。鈴木太郎氏の名前を苗字と勘違いしており、さらに、太郎という名前の発音も間違えている。日本語に全く馴染みのない弁護士であれば最初は間違えても不思議ではない。ただし、通訳者は、敢えて間違いを訂正せず、弁護士の質問を間違いも含めてそのとおりに訳している。

[例②]

アメリカ人弁護士：When you were at the headquarters in Tokyo, did you not think that they might not have seen it, had you not said that it was to be seen?

通訳：東京本社にいらっしゃった間、見られるべきであると言われなければ彼らは見なかったであろうと思いませんか？

証人：質問が分かりません。

アメリカ人弁護士は不明瞭な質問をしているが、通訳者は弁護士の質問を不明瞭なままにそのとおりに訳している。

上記のように極端な例は珍しいが、共同起用の通訳者の対応を検討する上では有益である。上記の例では通訳者はあくまでそのとおりに訳すことに徹しているが、もしも通訳者が主体性を発揮することが初めから許容されていたらどうだろうか。

最初のシーンでは、「鈴木さん、高橋工業オフィスに勤務してどれくらいになりますか?」と訳すだろう。2つ目のシーンでは、前後の文脈から判断して、不明瞭な点を明快にできるのであれば、通訳が自ら解釈して意識することもできる。あるいは、訳す前に弁護士に質問をし直すように促して、より分かりやすい質問をさせてから訳すこともできる。いずれのシーンにおいても、通訳者に意識や弁護士へのアシストを許した方が、審理がスムーズに進む利点もあるだろう。こういった機転を利かせることは、証人尋問ではなく、事実関係の聞き取りの場面などではむしろ歓迎される。

しかし、共同起用の通訳者が用いられる証人尋問は特別である。証人尋問には厳格な時間制限があり、時間の制約のなかでいかに的確な質問をし、望む証言を得られるかに勝負がかかっている。通訳者は良かれと思って機転を回しても、それが非中立的な干渉になってしまい得る。というのも、通訳に粗を補ってもらった弁護士の側の当事者は、弁護士の不勉強さと未熟さを仲裁廷に露呈することなく、審理を進めることができ好都合である。しかし、相手方の当事者の弁護士が入念に準備をしており、かつ経験豊富であり、同じようなミスを犯しようのない場合は不公平である。また、熟練の弁護士であっても、拙い質問をしてしまうことが証人尋問ではあるが、それはもしかしたらその当事者の主張の筋がそもそも悪いのかもしれない。こうした当事者にとり不利な点も赤裸々になるのが証人尋問だが、それに通訳者が干渉することは想定されていないのである。

通訳の本来の目的は、言語の壁を越えてコミュニケーションを促進することにあるため、敢えて主体性を発揮できないというのは、通訳者にとっては不本意でもどかしい。しかし、殊に通訳者が共同起用される証人尋問においては、通訳の中立性という観点とのバランスが求められるため、弁護士としては通訳者の主体性を歓迎できない。本番中に、この点について通訳者と弁護士との意見の相違が問題になることがないように、事前に認識を擦り合わせておくことが重要である。

(6) バーチャルヒアリング

コロナ禍を経て、ビデオを通して証人尋問を行うことが珍しくなくなった。ビデオによる証人尋問を通訳を介して行うときは、通訳者にも下記の設備を整えてもらう必要がある。

- ・最低3つのモニター。1つは出席者の画面を表示して証人や弁護士の表情を確認するため。2つ目は、陳述書や書証を参照するとき、それらを画面全体に表示できるようにするため。3つ目は、速記官によって同時に配信される録取書を映すため。
- ・強力なインターネット接続。Wifiだけでは不十分であり、バックアップを用意しておくべき。
- ・ビデオで参加するためのカメラ。背景を加える、ぼかすことは禁止されることが多い。
- ・ヘッドセット。フィードバックを避け、さらに周囲の雑音に気を取られないようにするには、有線のヘッドセットが最適である。
- ・マイク。明瞭に聞こえるか事前にテストが必須。
- ・エコー、雑音や中断が入らない締め切った静かな空間。

なお、証人側の設備も同じ程度の環境を用意することが望ましい。Wifiで繋がれたノートパソコンだけでは、正確に通訳が証言を聞き取れず、スムーズに通訳を行うことが困難なことがある。

3. 翻訳・通訳に関わる問題の解決方法

翻訳及び通訳に関わる問題は、仲裁廷が当事者の同意のもと予め指針を定めることが多い。指針を要する事項は多岐にわたる。上記で検討した点に加え、たとえば、原文が日本語の書証を提出するとき、翻訳は、全体について提出するべきか、参考になる箇所だけを翻訳することで十分かという問題もある。これは、最低限参考になる箇所は翻訳することを必要とし、全体の翻訳を提出することを妨げない指針が理想的である。

また、証人尋問で、通訳を介して行われた証言を引用するとき、元々の証言がロストイントランスレーションによって失われてしまうことがある。たとえば、証人が次の証言をしたとする。「そういう行為をしなければならないという義務は、

会社の方針としては設定されていなかったかもしれませんが、とにかく最善を尽くすという義務はあると考えておりました。」(以下、「証言A」)。これが、通訳により、次のとおり訳されたとする。「We believed there was a duty to do our best, even though there was perhaps no need to do such acts defined that way in the company's policies.」この通訳によって訳された英語の証言が、速記官によって記録される。後ほど、弁護士が、この証言を引用して、別の質問をしたとする。通訳者は、英語に訳されて記録された当該証言を、英語から日本語に訳すことになる。そうすると、次のような訳になり得る。「私たちは最善を尽くさなければと思いました。会社の様々な政策のなかにそのような行動を定義する、必要とするものはなかった可能性もあります。」もともと証言Aを行った証人は、この英語に訳されてからさらに日本語に訳し直された証言を聞いて、それが自分がした証言Aと同じ証言だと判別できない。このようなことが起きたときは、証言Aを引き出した質問を再度行い、証言Aを取り直して、記録を正確にすることが必要になる。

最後に、通訳を介して行った証人尋問の録取書を確認するとき、誤訳を訂正し、訳を推敲する機会がある。具体的には、証人尋問の録音を聞きながら通訳のチェックを行い、両当事者間で修正案を交換する。それぞれ相手方の修正案を確認し、両者が受け入れられるものは録取書に反映させ、受け入れられないものは協議して妥協する。長い録取書の場合は数週間を要する作業である。

Ⅲ. 言葉の壁を克服し、 国際仲裁を活用するために

通訳は日本企業がクロスボーダー紛争の当事者になる際、必要不可欠であるにも関わらず、通訳を活用する上で心得ておくべき問題を体系的に整理し検討したものは見当たらない。特に日英の通訳について検討したものは皆無に等しい。しかし、日本企業がクロスボーダー紛争の当事者になったとき、真っ先に心理的にも物理的にも抵抗を感じるのには、言葉の壁ではなからうか。相手方がそこに抵抗を感じていないにも関わらず、日本企業だけ抵抗を感じるのでは、初めから不利である。また、通訳をいかに活用するかは、当事者の立ち位置の有利不利を証人尋問という重要な場面で左右しうる問題であるから、決して軽視されるべきではない。日本企業が紛争における通訳の活用の仕方を心得ておけば、この壁はだいぶ軽減できる。むしろJCAAが先陣を切り、Protocol on Using Interpreters in International Arbitrationのような指針を策定・発表することを検討してはいかがだろうか。本稿で検討した事項は全て、国際仲裁に限らず、国際訴訟も含め、クロスボーダー紛争一般にとって重要な事項である。法律の実務家と通訳者とが、国際紛争での通訳の望ましいあり方を検討する余地は多分に残っており、本稿が今後の議論を深めるきっかけになれば幸いである。

